

福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業)
交付規程

(目的)

第1条 この規程は、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（水素に係るもの）交付要綱（20250226財資第11号。以下「交付要綱」という。）第26条第1項に基づき、福島県知事（以下「知事」という。）が行う、福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）（以下「補助金」という。）の交付の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 知事が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに交付要綱及び福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この規程による。

(交付の対象)

第3条 知事は、民間事業者、非営利民間団体及び地方公共団体等（以下「事業者」という。）が策定した「実施計画書」が、別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該実施計画に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

2 交付の対象となる補助事業は、別表第1に示す水素運搬設備や水素利用機器を導入する事業とし、補助対象経費の区分は、別表第2のとおりとする。

3 事業者は、水素利用機器の導入に係る設置工事を発注する場合は、原則として県内事業者へ発注すること。

(補助金の額)

第4条 前条第1項に規定する補助金の額は、補助対象経費に別表第3に示す補助率を乗じた額とし、補助上限額は、同表のとおりとする（ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする）。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、知事に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本3通）に実施計画書及びその他知事が指示する書類を添付して、知事が指示する期日までに提出しなければならない。

2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでな

いものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による指令書により事業者には通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 前条第1項の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

5 知事は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を事業者には通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行わなければならないこと。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第3による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札等によらなければならないこと。

(5) 補助事業者は、知事が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、知事の指示に従わなければならないこと。

(6) 補助事業者は、知事が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消したときは、これに従わなければならないこと。

(7) 補助事業者は、知事が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還しなければならないこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第6項の規定に基づく延滞金を納付しなければならないこと。

(8) 補助事業者は、知事が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、知事が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づく延滞金を納付しなければならないこと。

(9) 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じなければならないこと。

- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- (11) 補助事業者は、第20条第3項及び第21条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、知事の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付しなければならないこと。
- (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、知事に報告しなければならないこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、知事の求めに従い、補助事業の効果等を報告しなければならないこと。

（契約等）

第7条の2 補助事業者は、前条第1項第4号の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 補助事業者は、前条第1項第4号の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

ウ 補助金の額に変更がない場合で、補助対象経費の20パーセント以内の減額

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいず

れか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部若しくは一部を他に継承しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項に基づく変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更（中止・廃止）の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（概算払）

第10条 知事は必要があると認めるときは、交付決定を行った額（第9条の規定により事業の変更等の承認を受けた場合は、その変更後の額）の8割に相当する額を限度として、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第6による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第7による実施状況報告書により、知事が指示する期日までに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第8による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が2月末日までに終了しない見込みのときは、2月末日までに、様式第9による補助事業年度末実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助事業の継承）

第13条 補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第13条の2 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会

社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 知事が第14条第1項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（補助金の額の確定等）

第14条 知事は、第12条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 補助事業者は、知事が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、知事の指示に従って、その超える部分の補助金を返還しなければならない。
- 4 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 知事は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第11による返還報告書を提出させるものとする。
- 6 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかつ

たときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助金の支払）

第１５条 知事は、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

２ 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第１２による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１６条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第１３による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

２ 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。

３ 第１４条第６項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

（交付決定の取消し等）

第１７条 知事は、第９条第１項第４号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第６条第１項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（１） 補助事業者が法令、交付要綱、本規程又は本規程に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

（２） 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３） 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（４） 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合

（５） 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２ 前項の規定は、第１４条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３ 知事は、第１項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

４ 知事は、第１項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を請求するものとする。

５ 知事は、第１項第１号から第３号又は第５号の規定による返還を命ずるときには、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

６ 第４項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１４条第４項から同条第６項の規定を準用する。この場合において、第１４条第５項中「様式第１１」とあるのは、「様式第１４」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第18条 知事は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 知事は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理台帳を第12条第1項に定める実績報告書に添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額、又は見込まれる収入額の全額若しくは一部を県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第16による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の経理等)

第23条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関す

る証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(補助金調書)

第24条 補助事業者が地方公共団体にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第17による調書を作成しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(産業財産権等に関する届出)

第26条 事業者等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、その旨を知事に報告しなければならない。

(収益納付)

第27条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業を実施した事業者等が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により相当の収益が生じたと認めたときは事業者等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を福島県に納付させることができる。

2 前項に基づく納付は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

附 則

この規程は、令和7年8月5日から施行する。

別記（第3条関係）福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）実施計画書の要件

- (1) 福島県内における水素導入量の拡大につながる事が期待されること。
- (2) 水素活用関連機器導入に向けての計画が具体的であり、かつ、その内容が妥当であること。
- (3) 資金調達先、方法について具体的に記載し、計画に妥当性があること。

別表第 1

補助対象となる導入設備等

1 水素運搬設備

区分	内容・要件
水素カードル	原則として、県内で製造される再生可能エネルギー由来の水素を運搬するために必要な設備
水素トレーラ	

2 水素利用機器

区分	内容・要件
水素燃料ボイラー	主に水素燃料を使用する業務・産業用ボイラー
水素バーナー	主に水素を燃料とし、燃焼により熱エネルギーを得られるバーナー

※1 燃料とする水素はできる限り県内で製造される再生可能エネルギー由来の水素とすること。

※2 水素利用機器は県内の事業所等において導入すること。

別表第 2

補助対象経費

1 水素運搬設備

区分	内容
(1) 設備費	設備の設計・組立・購入等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)
(2) 諸経費	設備導入のために直接必要なその他経費

2 水素利用機器

区分	内容
(1) 設計費	設備機器の設計等に必要な経費
(2) 設備費	設備機器の購入等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)
(3) 工事費	設備機器の導入に必要不可欠な工事に関する経費
(4) 諸経費	設備導入のために直接必要なその他経費

別表第3

補助率・補助上限額

区分・補助率			補助上限額	
水素運搬設備	大企業 ※1	1 / 2 以内	水素カードル	2 0 0 万円/台
			水素トレーラ	2, 1 0 0 万円/台
	中小企業 ※2 非営利民間団体 地方公共団体等	2 / 3 以内	水素カードル	3 0 0 万円/台
			水素トレーラ	2, 8 0 0 万円/台
水素利用機器		1 / 2 以内	水素燃料ボイラー 水素バーナー	1 億 5 千万円/台

※1 次のいずれかに該当する企業は「みなし大企業」として、大企業の補助率とする。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定める者で、中小企業以外の者をいう。以下同じ。）が所有していること。
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めていること。
- (4) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていること。
- (5) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていること。

※2 中小企業の定義は下表のとおりとする。

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
製造業、その他業種	300人以下 または 3億円以下
卸売業	100人以下 または 1億円以下
小売業	50人以下 または 5,000万円以下
サービス業	100人以下 または 5,000万円以下

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

番 号
年 月 日

福島県知事 様

住 所
申請者 名 称
代表者等名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 補助金交付申請書

福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費(水素に係るもの) 交付要綱(20250226 財資第 11 号)、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和 45 年福島県規則第 107 号)、福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の開始及び完了予定日

交付決定日 ～ 年 月 日

4 設備導入事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

ア 補助事業に要する経費(消費税込) 円

イ 補助対象経費 円

ウ 補助金交付申請額 円

(4) 事業実施計画書(別紙 1)

(5) 申請者の役員等名簿(別紙 2)

5 本件責任者及び担当者

責任者職・氏名:

担当者職・氏名:

連絡先:

事業実施計画書

1 事業者の概要

フリガナ			フリガナ			
申請者名 (団体名等)			代表者 職・氏名			
業種	(日本標準産業分類の中分類)					
本社所在地	〒					
県内事業所	(本社所在地と異なる場合) 〒					
電話番号	()	—	FAX 番号	()	—	
電子メール アドレス	@		URL	http://		
連絡先 (上記申請者と異なる場合に記入してください)	フリガナ			所在地	〒	
	担当者 氏 名					
	電話番号	()	—	FAX 番号	() —	
	電子メール アドレス	@		URL	http://	
設立年月日	年 月	資本金	万円		従業員数	人
			主な出資者	万円	常勤役員 人	
				万円	常勤従業員 人	
				万円	パート 人	
				万円		
現在の業種・業務内容・主要製品等						

*会社パンフレットなどがある場合は、併せて提出してください。

2 事業の内容

事業名		
設備を導入する 事業所の名称		
設備を導入する 事業所の所在地		
導入設備 (右記より選択)	水素カードル・水素トレーラ 水素燃料ボイラー・水素バーナー	
導入設備 名称等	水素運搬設備	メーカー名： 商品名： 型式： 仕様（水素貯蔵量等）： 台数： 水素運搬量（想定）： t / 月 （ t / 年）
	水素利用機器	メーカー名： 商品名： 型式： 仕様（出力等）： 台数： 水素消費量（想定）： t / 月 （ t / 年）
水素の主な調達 先（想定）		
導入設備の用途・ 期待される効果	※導入する背景や具体的な用途を記載	
導入後のさらな る展開・予定		

* 導入設備に関するパンフレットなどがある場合は、併せて提出してください。

3 補助対象年度事業スケジュール

取組項目	4-6	7-9	10-12	1-2

* 取組項目毎に矢印（←→）で記載してください。

4 収支計画（申請年度）

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額（円）	調達先等（金額の内訳）
自己資金		
借入金		
その他		
補助金申請額※		
計		

※「補助金申請額」については、千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

（支出の部）

（単位：円）

区 分	補助事業に 要する経費 ※ 1	補助対象経費 ※ 2	補助金申請額 ※ 3	備 考
設計費				
設備費				
工事費				
諸経費				
計				

※ 1 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。

※ 2 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※ 3 「補助金申請額」については、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」の区分ごとに補助率を乗じた額（千円未満は切捨て）をいいます。

5 収支・財務状況（直近2期分）

（単位：千円）

区 分	年 月期	年 月期	年 月期
売上高			
経常利益			
当期純利益			
期末借入残			
自己資本			

＊ 「 年 月期」については、決算期毎に記載すること。

＊ 決算期間が半年の場合には3期分を記載すること。

別紙 2

申請者の役員等名簿

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				会社名	役職名
		和暦	年	月	日		

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、会社名及び役職名を記載する。

様式第 2

福島県指令 第 号

住 所

氏 名 宛て

令和 年 月 日付けで交付申請のあった福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）の補助については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）第5条第1項及び福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）交付規程の規定により、金 円を交付します。

ただし、交付にあたっては、福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）交付規程第6条第4項の規定に基づき下記の条件を付します。

令和 年 月 日

福島県知事 ○○ ○○ 印

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は令和 年 月 日付け第 号で申請のありました令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（水素に係るもの）交付要綱（20250226財資第11号）、規則、福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）交付規程の定めるところに従うこと。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

（1）適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

（2）適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

（3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

- (4) 福島県の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

6 (その他条件)

様式第 3

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 遅延等報告書

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付
規程第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、補助事業の遅延について下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額 円
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の遂行及び完了予定日

様式第 4

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、
福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 8 条の規定
に基づき、交付申請を取下げます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付の申請の取下げ理由
- 3 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

様式第 5

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費

(福島水素サプライチェーン構築事業) 変更 (中止・廃止) 承認申請書

福島水素活用関連機器導入支援事業費 (福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 9 条第 1 項の規定により、事業計画を変更 (中止・廃止) したいので、承認して下さるよう申請します。

記

1 交付決定年月日等

年 月 日付け福島県指令 第 号

2 補助金交付申請額

(1) 今回交付申請額 円

(2) 既交付決定額 円

(3) 差引額((1)-(2)) 円

3 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
(新旧対比)

4 変更 (中止・廃止) の内容

5 変更 (中止・廃止) を必要とする理由

6 変更 (中止・廃止) が補助事業に及ぼす影響

様式第 6

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 補助金概算払請求書

福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 10 条
第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 概算払請求金額(算用数字を使用すること。) 円
- 3 請求金額の算出内訳(※別紙)
- 4 概算払を必要とする理由
- 5 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。
振込先金融機関名 :
支店名 :
預金の種別 :
口座番号 :
預金の名義 :
- 6 本件責任者及び担当者
責任者職・氏名 :
担当者職・氏名 :
連絡先 :

(注) 別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

別紙

概算払請求内訳書

(単位：円)

区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
合計							

※「今回請求額」は、「補助対象経費 実績額」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、交付決定額の８割に相当する額かつ「補助対象経費 実績額」の区分ごとに補助率乗じた額（千円未満は切捨て）をいいます。

様式第 7

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 実施状況報告書

福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 11 条
の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助対象経費の区分別収支概要(別紙)

別紙

補助対象経費の区分別収支概要

(単位：円)

区 分	補助対象経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

様式第 8

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 補助事業実績報告書

福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 12 条
第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金受領額 金 円

3 補助事業の成果

(1) 補助事業の成果報告書

別紙 1 のとおり

(2) 資金調達内訳及び経費の配分表

別紙 2 のとおり

(注 1) 当該年度に財産を取得しているときは、福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 20 条第 2 項の規定に基づき、様式第 15 による取得財産等管理台帳を添付することとする。

(注 2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

成 果 報 告 書

1 事業名

2 申請者名

3 補助事業期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

4 事業実施状況

取組項目	取組内容	実施時期

* 事業実施計画書に記載したスケジュールに対応させて記載（行は適宜追加）すること。

5 事業成果・今後の課題

--

* 写真等を添付すること。

資金調達内訳及び経費の配分表

1 補助事業者の名称

2 資金調達内訳及び経費の配分表

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	調達先等（金額の内訳）
自己資金		
借入金		
その他の収入		
補助金申請額		
計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 ※1	補助対象経費 ※2	補助金申請額 ※3	明細 添付 ※4
設計費				
設備費				
工事費				
諸経費				
合 計				

※1 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために実際に支出を要した経費を意味します。

※2 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※3 「補助金申請額」については、交付決定額の範囲内で区分ごとに千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

※4 支払の事実を確認できる資料の写しを添付し、添付後「○」を記入してください。

様式第 9

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費

(福島水素サプライチェーン構築事業) 補助事業年度末実績報告書

福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 1 2 条
第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金受領額 金 円

3 補助事業の成果

(1) 補助事業の成果報告書

別紙 1 のとおり

(2) 資金調達内訳及び経費の配分表

別紙 2 のとおり

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明
記すること。 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

成 果 報 告 書

1 事業名

2 申請者名

3 補助事業期間

着 手 令和 年 月 日

完了見込み 令和 年 月 日

4 事業実施状況

取組項目	取組内容	実施時期

* 事業実施計画書に記載したスケジュールに対応させて記載（行は適宜追加）すること。

5 事業成果、今後の課題

--

* 写真等を添付すること。

資金調達内訳及び経費の配分表

1 補助事業者の名称

2 資金調達内訳及び経費の配分表

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予 算 額	調達先等（金額の内訳）
自己資金		
借入金		
その他の収入		
補助金申請額		
計		

(支出の部)

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費 ※1	補助対象経費 ※2	補助金申請額 ※3	明細 添付 ※4
設計費				
設備費				
工事費				
諸経費				
合 計				

※1 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために実際に支出を要した経費を意味します。

※2 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

※3 「補助金申請額」については、交付決定額の範囲内で区分ごとに千円未満の端数を切り捨てて記入してください。

※4 支払の事実を確認できる資料の写しを添付し、添付後「○」を記入してください。

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 承継承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業)交付規程第13条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付を決定した補助事業者名(旧補助事業者名)
- 2 補助事業の名称
- 3 補助事業の内容
- 4 補助事業の地位の承継理由
- 5 補助金交付決定通知の日付及び番号
- 6 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
- 7 既に交付を受けている補助金の額

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費

(福島水素サプライチェーン構築事業) 返還報告書 (確定に係るもの)

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費 (福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 1 4 条第 5 項に基づく、上記国庫補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている国庫補助金のうち、当該確定額を超える部分について返還したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金確定通知額及び年月日 円 (令和 年 月 日)

3 既に交付を受けている補助金の額 円

4 返還を請求された金額及び年月日 円 (令和 年 月 日)

5 返還すべき金額 円

6 返還した金額及び年月日

(1) 返還金 円 (令和 年 月 日)

(2) 延滞金 円 (令和 年 月 日)

7 延滞金の算出根拠

8 未返還金額

(1) 返還金 円

(2) 延滞金 円

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 補助金精算払請求書

福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 1 5 条
第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 精算払請求金額(算用数字を使用すること。) 円

3 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

振込先金融機関名 :

支店名 :

預金の種別 :

口座番号 :

預金の名義 :

4 本件責任者及び担当者

責任者職・氏名 :

担当者職・氏名 :

連絡先 :

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 消費税額及び地方消費税額の額の
確定に伴う報告書

福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業)交付規程第 16 条
第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額(交付規程第 14 条第 1 項による額の確定額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3. - 2.) | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費

(福島水素サプライチェーン構築事業) 返還報告書 (取消しに係るもの)

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費 (福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 1 7 条第 6 項に基づく、上記国庫補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている国庫補助金のうち、当該確定額を超える部分について返還したので、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金確定通知額及び年月日 円 (令和 年 月 日)

3 既に交付を受けている補助金の額 円

4 返還を請求された金額及び年月日 円 (令和 年 月 日)

5 返還すべき金額 円

6 返還した金額及び年月日

(1) 返還金 円 (令和 年 月 日)

(2) 加算金 円 (令和 年 月 日)

(3) 延滞金 円 (令和 年 月 日)

7 加算金及び延滞金の算出根拠

8 未返還金額

(1) 返還金 円

(2) 加算金 円

(3) 延滞金 円

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
- 5 処分制限期間は交付規程21条第2項に定める期間を記載すること。

番 号
年 月 日

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費
(福島水素サプライチェーン構築事業) 財産処分承認申請書

福島水素活用関連機器導入支援事業費(福島水素サプライチェーン構築事業) 交付規程第 21 条第
3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名等(別紙) ※取得財産等管理台帳(様式第 15) の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2 処分理由

福島県知事 様

補助事業者 住所
氏名

令和 年度福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）

当該補助事業に係る歳入歳出の調書

福島水素活用関連機器導入支援事業費（福島水素サプライチェーン構築事業）交付規程第 2 4 条の規定に基づき、当該補助事業の歳入歳出の状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業者名
- 2 補助金交付決定額 円

歳入			歳出					備考
科目	予算額	収入済額	科目	予算額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	